

寝屋川市障害福祉計画（第8期計画）・寝屋川市障害児福祉計画
（第4期計画）策定支援業務委託仕様書

1 委託業務名

寝屋川市障害福祉計画（第8期計画）・寝屋川市障害児福祉計画（第4期計画）策定支援業務

2 業務目的

寝屋川市障害福祉計画（第8期計画）・寝屋川市障害児福祉計画（第4期計画）策定に向け、市域における障害者と関係機関等に対する調査結果及び障害者計画等推進委員会並びに地域自立支援協議会等の意見を分析し、寝屋川市障害福祉計画（第8期計画）・寝屋川市障害児福祉計画（第4期計画）の策定を支援する。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

業務は、国及び府の基本指針等をふまえて実施する。

なお、企画提案にあたっては、企画提案書提出時点で国から示されている指針等に基づいて提案書を作成すること。

(1) 調査・分析業務

ア 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項の整理

イ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みの整理

ウ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項の整理

エ 寝屋川市障害者長期計画（第4次計画）の進捗状況の分析及び課題の整理

オ 寝屋川市障害福祉計画（第7期計画）及び寝屋川市障害児福祉計画（第3期計画）の進捗状況の分析及び課題の整理

カ 寝屋川市総合計画等、本市の他の施策との整合に係る整理

キ 国及び他の自治体の動向把握

(2) 障害福祉サービス等に関するニーズの整理

ア アンケート調査

(ア) 調査票の作成（印刷を含む。）

【調査対象】

①障害福祉サービス等の支給決定者 3,000人程度

②上記以外の障害者手帳の所持者 2,000人程度

※調査対象者数は前項の現状分析等もふまえ、市と協議して決定する。

(イ) 調査票の封入・封緘及び回収した調査票の整理

(ロ) 調査票の集計及び計画に反映すべきニーズの整理

イ 関係団体等へのヒアリングやデータ分析等による、計画に反映すべきニーズの整理及びデータ分析

(3) 計画期間に重点的に取り組むべき障害者施策等の検討

令和9年度～令和11年度における障害者支援で重視する考え方や重点的に取り組む事項及び推進していくための方策の検討

(4) 成果目標の検討

令和9年度～令和11年度における障害者長期計画で定めた「障害者支援の推進方向」に基づく取り組みの推進も包含した成果目標の検討

(5) 障害福祉サービス等の見込み量と確保策（活動指標）の検討

令和9年度～令和11年度における障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児支援サービスの見込み量の推計と、それらの確保策の検討

(6) 寝屋川市障害福祉計画及び寝屋川市障害児福祉計画の素案及び計画案の作成

パブリックコメントに係る素案及びパブリックコメントをふまえた計画案の作成

(7) 計画書及び概要版の作成（印刷は含まない。）

市が決定した計画をわかりやすく編集した計画書及び概要版の作成

(※) 概要版には Uni-Voice コードを表示

(8) 会議等への出席及び議事録の作成

ア 障害者計画等推進委員会及び専門部会への出席と、議事要旨の作成。

イ 地域自立支援協議会全体会等、計画策定に必要な会議への出席

(9) パブリックコメントの意見等の整理

パブリックコメントの意見の整理と市の考え方の検討

5 その他

(1) 受託者は、業務を適切かつ円滑に遂行するために、随時、事務局と打合せを行わなければならない。また、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務実施上必要と認められるものについては、事務局と協議する。

(2) 業務には、十分な経験と知識を有する者を配置する。

(3) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに事務局が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(4) 国及び府の基本指針の変更等により、本仕様書に記載されている業務内容及び成果品の納期等を変更する必要がある場合は、その都度双方が協議する。

(5) 受託者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(6) 成果品の著作権及び所有権は寝屋川市に帰属する。

(7) 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(8) 受注者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、再委託ガイドラインを遵守し、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。